

防災・減災、国土強靱化の推進を求める意見書

頻発・激甚化する大規模自然災害への対策として、国においては、令和3年度から、事業規模が15兆円程度とされる「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をスタートさせている。当県においても、これを積極的に活用しながら、高規格道路の整備をはじめ、河川改修や堤防補強による治水安全度の向上、さらには道路ネットワークの強化など、社会資本の機能強化に取り組んでいるところであるが、昨年6月に国土強靱化基本法が改正され、継続的・安定的な国土強靱化の取組がさらに進められることとされたことから、引き続き、災害からの迅速な復旧・復興と県民の生活と財産を守るため全力で取り組んでいく必要がある。

よって、国においては、次の事項の実現に向けて措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」については、計画的に事業を進めるために必要な予算を確保すること。また、対策期間終了後も国土強靱化の取組を安定的に推進できるよう、「国土強靱化実施中期計画」を速やかに策定し、必要な予算を確実に確保すること。
 - 2 道路における雪崩等の除雪対策や老朽化する防雪・消雪施設についても計画的な対策が必要であることから、雪寒事業を「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」及び「国土強靱化中期計画」の対象事業に位置付けること。
 - 3 県道福島空港西線の耐震対策（ボックスカルバート）について、現在の対策では、福島空港の滑走路及び誘導路の下部区間のみが対象となっているが、現在の対象区間以外の区間についても対象とするよう要件の拡大を図ること。
 - 4 国土強靱化に関する施策のデジタル化を推進するため、連携型インフラデータプラットフォームの構築やインフラ維持に関する対策をはじめ、無人化施工技術の安全性・生産性向上対策、施工の効率化・省力化に資する対策などの各施策について、県及び市町村が活用できる交付金や補助事業を創設すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月3日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
国土強靱化担当大臣
内閣府特命担当大臣(防災)

宛て

福島県議会議長 西山尚利